

3 入学時特別増額貸与奨学金を受けるための手続きの流れ

10～11ページ **2** (2) ③で紹介した入学時特別増額貸与奨学金について説明します。

＜1＞ 入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けるための要件

入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けるためには、次の(1)又は(2)のいずれかを満たす必要があります。

(1)奨学金申込時の家計基準における認定所得金額（10ページ **2** (2) 家計基準参照）が0円（マイナスを含む）となる人

⇒在学校の推薦後、初回交付時に入学時特別増額貸与奨学金も併せて振り込まれます。

(2)上記(1)以外の人で必要書類を提出した人

奨学金申込時の家計基準における認定所得金額が0円を超える人は、在-schoolへ＜2＞の必要書類を提出する必要があります。認定所得金額が0円を超え、書類提出必要者であるかは在-schoolから伝えられます。

＜2＞ 入学時特別増額貸与奨学金の書類提出必要者（認定所得金額が0円を超える人）

入学時特別増額貸与奨学金の書類提出が必要と在-schoolから連絡を受けた人は、在-schoolが指定する期限までに、下表の必要書類（第一種奨学金はア及びイ、第二種奨学金及び併用貸与はア～ウが必要）を不備なくととのえて提出してください。提出後、入学時特別増額貸与奨学金が振り込まれます。なお、学校からの連絡時期の都合上、原則として必要書類を提出できる時期は採用後になるため、**入学時特別増額貸与奨学金の振込みまでには時間を要する場合があります。**

	必要書類	説明
ア	「入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」	在-schoolから受け取り、記入してください。
イ	融資できない旨を記載した公庫発行の通知文のコピー（圧着はがきの場合は、申込者氏名が印字されている宛名面のコピーも併せて提出してください。）	公庫が定める申込みの要件を満たしたうえ、審査の結果、融資できないと判断された人に発行されるものです。したがって、公庫から融資できると判断された人、公庫へ一旦申し込んだ後に当該申込みを取り下げた人、又は公庫が定める申込みの要件を満たさない人は、入学時特別増額貸与奨学金を利用できません。
ウ	「入学時特別増額貸与奨学金に係る貸与総額増額願」（第二種奨学金及び併用貸与申込者のみ必要）	在-schoolから受け取り、記入してください。 人的保証制度を選択した人は、連帯保証人及び保証人の自署・押印（実印）と「印鑑登録証明書」の添付が必要となります。



重要

- ・入学時特別増額貸与奨学金を利用するためだけの理由で公庫の「国の教育ローン」を申し込んだ場合（公庫の「国の教育ローン」を利用する意思がない場合）は、公庫において申込みを受け付けてもらえませんので、ご注意ください。
- ・公庫が定める申込みの要件は、公庫にお問い合わせください。
（参考）11ページ「公庫が定める「国の教育ローン」の要件」
- ・公庫の「国の教育ローン」を利用できた人は、入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けることができません。